

解約の確認書類一覧表

		解 約 の 要 件	確 認 書 類	発 行 先
登 録 自 動 車	自動車	自動車の滅失、解体または自動車の用途の廃止により永久抹消登録を受けた場合（15条抹消）	解除事由証明書、登録事項等証明書	運輸監理部 または 運輸支局
			自動車重量税還付申請書付表 1	
	輸出抹消仮登録を受けた場合（15条の2抹消）	輸出抹消仮登録証明書		
		登録事項等証明書		
	自動車を運行の用に供することをやめたことにより一時抹消登録を受けた場合（16条抹消）	一時抹消登録証明書、登録識別情報等通知書		
		登録事項等証明書		
一時抹消登録（の手続き）後に解体等の届出をした場合	自動車重量税還付申請書付表 1			
輸出予定届出証明書の交付を受けた場合（16条抹消）	輸出予定届出証明書			
	登録事項等証明書			
小型二輪自動車	自動車	自動車の滅失、解体または自動車の用途の廃止により自動車検査証を返納した場合	解除事由証明書、検査記録事項等証明書	運輸監理部、運輸支局 または 市区町村
			自動車検査証返納証明書	
	自動車を運行の用に供することをやめたことにより自動車検査証を返納した場合	解除事由証明書、検査記録事項等証明書		
輸出予定届出証明書の交付を受けた場合	輸出予定届出証明書			
	検査記録事項等証明書			
軽自動車	検査対象	自動車の滅失、解体または自動車の用途の廃止により自動車検査証を返納した場合	解除事由証明書、検査記録事項等証明書	軽自動車検査協会
			自動車重量税還付申請書付表 1	
	自動車を運行の用に供することをやめたことにより自動車検査証を返納した場合	自動車検査証返納証明書		
		解除事由証明書、検査記録事項等証明書		
輸出予定届出証明書の交付を受けた場合	軽自動車検査証返納確認書	全国軽自動車協会連合会		
	輸出予定届出証明書	軽自動車検査協会		
検査対象外	自動車		自動車の滅失、解体または自動車の用途の廃止により軽自動車届出済証を返納した場合	解除事由証明書
		軽自動車届出済証返納証明書		
	自動車を運行の用に供することをやめたことにより軽自動車届出済証を返納した場合	解除事由証明書		
輸出予定届出証明書の交付を受けた場合	軽自動車届出済証返納証明書	全国軽自動車協会連合会		
	軽自動車届出済証返納済確認書			

		解 約 の 要 件	確 認 書 類	発 行 先
原動機付自転車 小型特殊自動車	使用を廃止し、標識番号標または試運転番号標を市区町村長に提出した場合	解除事由証明書、軽自動車税廃車申告受付書、標識交付証明書（返納）、標識返納証明書等標識番号標または試運転番号標を返納したことが確認できる書類	市区町村	
		自家用自動車の一時輸入に関する通関条約第2条1の規定の適用を受けて輸入した自動車を輸出する場合、および自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第10条の規定の適用を受けて輸入した自動車を輸出する場合		通関手帳
関税法第67条の輸出の許可を受けた場合	関税定率法第17条第1項の規定の適用を受けて輸入した自動車を輸出する場合、および日本で登録されている自動車を登録証書の交付を受け締約国へ輸出する場合	輸出許可書 輸出許可通知書	税 関	
		外務省から抹消登録を受けた場合	解除事由証明書、外務省儀典官室の登録抹消証明	外務省
商品自動車	臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合	解除事由証明書	運輸監理部、運輸支局 または 市区町村	
	回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合	解除事由証明書	運輸監理部 または 運輸支局	
	臨時運転番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合	解除事由証明書	運輸監理部 または 運輸支局	
重複契約	当該自動車について他に終期が当該自賠責保険契約と同一あるいは遅い自賠責保険契約または自賠責共済契約が締結されている場合	他の自賠責保険証明書またはその写しもしくは自賠責共済証明書またはその写し	—	

- (注1) 登録事項等証明書を取付けるには、運輸監理部または運輸支局に交付申請をする必要がある。
- (注2) 解除事由証明書は、申請者が解除事由証明願の各項に記入し、登録先（運輸監理部、運輸支局、軽自動車検査協会、市区町村等）の証明印の押捺を受けることにより解除事由証明書となる。
- (注3) 原動機付自転車・小型特殊自動車の確認書類については、保険証明書に記載されている標識番号、試運転番号、車台番号が記載されており、当該市区町村の証明印があるものに限る。
- (注4) 解体証明書を確認書類とすることはできない。
- (注5) 構内専用車は、これらの確認書類の取付けができないため、保険契約者の申告に基づき解約処理を行う。
- (注6) 当該書類のコピーの提出により解約することができる。
- (注7) 登録自動車の場合、「自動車検査登録情報提供サービス（AIRIS）の閲覧結果」画面のハードコピーのみ解約時の確認書類とすることができる。
- (注8) 軽自動車届出済証返納済確認書は令和元年6月28日をもって交付廃止されている。